

軽度外傷性脳損傷における周知及び 労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。

主な症状は、記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様である。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人からは様々な自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないことが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれるケースもあるのが現状である。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられる。

世界保健機関(WHO)においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところである。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 業務上または通勤時等における事故や災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正にあたっては、事例の収集と体系的な神経学的検査法などの研究を進め、医学的知見に基づき画像以外の外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
3. 軽度外傷性脳損傷について、国民をはじめ、教育機関等に対し、広く周知・啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
文部科学大臣 殿

静岡県藤枝市議会